緑の循環認証会議 2018 年度第2回評議委員会・理事会開催報告

SGEC 第2回評議委員会・理事会を開催した。

実施日時:2018年11月1日午前 (評議委員会、理事会の同日開催)

場所:東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル4F治山治水協会大会議室

評議委員、理事に対し事前に**改正に係る事務局案を**送付し意見を求めた。意見書の提出は、なかった。

議題1 SGEC 文書及び同運用文書の一部改正(アイヌ規格関係)

評議委員会は、専門部会から提出された規格改正最終原稿案を検討し、理事会に提出する最終 原稿を確定し、理事会議長に提出した。。

理事会は、評議委員会からの提案をうけ、審議の結果、規格改正内容を確定し、理事会として決定した。PEFCに対する報告、国内関係者への周知を早急に実施することとされた。

なお、FPIC(Free Prior Informed Consent)に関する事務局の説明内容は Q&A の形で整理し、評議委員会、理事会に提出・説明した。

議題2 その他

事務局から、「 We Love Forest プロジェクト」、少花粉スギ推奨事業、に関し説明した。

SGEC	Sustainable Green Ecosystem Council(SGEC) 一般社団法人 緑の循環認証会議 SGEC/PEFC-ジャパン	PEFC
評議委員会	・理事会(先住民アイヌ	関連規格)
	日時:2018年(H30)11月1日10:30-12:00	場所:永田町ビル4階 日本治山治水協会 大会議室

添付資料:

議事次第、名簿(評議委員・理事・事務局員)

先住民アイヌ関連規格改正理事会決定結果(新旧対照表)

説明資料;

「アイヌ民族にかかる森林認証管理に関する Q&A」、

「We Love Forest プロジェクトはくしょんキャンペーン」と

「推奨事業―スギ花粉症対策の推進について―」

別添:評議委員会·理事会議事次第

2018年11月1日

緑の循環認証会議 第2回評議委員会・理事会 議事次第

日時: 2018年11月1日 10:30-12:00

会場:東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル4F

治山治水協会大会議室

- 1 開会
- 2 主催者挨拶 緑の循環認証会議 佐々木会長
- 3. 議事
- 3.1 議題 1 SGEC 文書及び同運用文書の一部改正 (アイヌ規格関係)
 - ・SGEC 文書 (森林管理認証基準・指標・ガイドライン) の一部改正
 - ・SGEC 運用文書「3」-1の「基準-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続の改正
- 3.2. 議題2 その他
- 4. 閉会

•••••••

緑の循環認証会議 第2回評議委員会・理事会 配布資料

- 1. 議題1 (アイヌ規格関係) SGEC 評議委員会・理事会議案1資料(事務局案)
 - ・SGEC 文書 (森林管理認証基準・指標・ガイドライン) の一部改正 (案)
 - ・SGEC 運用文書「3」-1 の「基準-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続の改正(案)
- 2. 議題1 (アイヌ規格関係) 説明参考資料
 - ・アイヌ規格関係作業部会 (2018 年 10 月 1 日) での講演資料 講師:北海道大学アイヌ研究センター落合准教授
- 3. 議題2 その他 説明参考資料 We Love Forest プロジェクト

添付資料 2 委員·理事·事務局名簿 2018 年度第 2 回評議委員会 11 月 1 日 10:30-12:00

	評議委員	
	赤尾 信敏	(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)
	天野 彰	(株) アトリエ・フォア・エイ
	安藤 直人	東京大学名誉教授 2017 フォーラムコーディネータ ー
	大熊 幹章	東京大学名誉教授
	大石美奈子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタン
		ト・相談員協会(NACS)
	岡田 清隆	日本木材輸入協会
(座長代理)	柳田 真一郎	国立研究法人 森林総合研究所
	叶 芳和	日本経済大学大学院
	上河 潔	紙パルプ専門家
	興梠 克久	筑波大学准教授
	立花 敏	筑波大学准教授
	坂本 有希	(一財) 地球・人間環境フォーラム (GEF) 企画調査部長・理事
		森林労連(新任)
(座長)	田中潔	大日本山林会 前森林総研所長
	田中隆	元日本適合性認定協会
	出島 誠一	(公財) 日本自然保護協会
	羽賀 正雄	元林野庁
	葉山 政治	(公財)日本野鳥の会
	日比 保史	(一社) コンサベーション・インターナショナル
		ジャパン
	藤原 敬	(一社) ウッドマイルズフォーラム
	山縣 睦子	MORIMORI ネットワーク
	山﨑 信介	(一社)日本林業経営者協会
	渡辺 綱男	日本自然環境研究センター

2018年度第2回 理事会 11月1日 10:30-12:00

評議委員会・理	四声 夕 역		
事会同日開催	理事名簿		
役職	氏名	所属	出:
12-17	2011	***************************************	0
会 長·理 事	佐々木惠彦	(公財)国際緑化推進センター	0
副 会 長·理 事	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授	
副 会 長·理 事	前田直登	(一社)日本林業協会	0
理事	篠原 明	森林労連:全日本森林林業木材関連産業	
		労働組合連合会 書記長	
理事	大木美智子	(一財)消費科学センター	0
理事	箕輪 光博	東京大学名誉教授	
理事	沖 浩	(公財)森林文化協会	0
理事	梶谷 辰哉		0
理事	奥田 辰幸	日本製紙連合会	
理事	川喜多 進	日本合板工業組合連合会	0
理事	酒井 秀夫	前東京大学大学院教授	
理事	志賀 和人	筑波大学教授	0
理事	津元 頼光	(一社)日本治山治水協会	0
理事	中川 清郎	SGEC 事務局長	0
理事	片岡 明人	(一社)日本木造住宅産業協会	
理事	平之山俊作	全国森林組合連合会	
理事	廣瀬 道男	(公財)オイスカ	0
理事	森田 一行	(一社)全国木材組合連合会	0
専 務 理 事	山田 寿夫	学識経験者・SGEC 事務局	0
	理事分 計		12
監事	井上 幹博	(一社)木材情報センター	
監事	萩原 宏	学識経験者	0

監事 2

注:備考欄○印:出席

添付資料 3 理事会決定 = SGEC 評議委員会・理事会議案 1 資料 (事務局案) (注:表題のみ変更:案とる。理事会決定)

2018 年度第 2 回評議委員会・理事会 2018 年 11 月 1 日

SGEC 文書 (森林管理認証基準・指標・ガイドライン) の一部改正

改正規格

SGEC 文書 3 5-1-5

森林管理者は、日本国の先住民族であるアイヌ民族について、「独立国における原住民及び種族民に関する条約(IL0169号)」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような、権利享有者の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意(FPIC)なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに森林管理をしなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない(PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.4」)。

森林管理者は、固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を 充たす地域基盤であることが認識されている場所について、当該場所の意義に十分に配 慮して保護又は管理しなければならない(PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.6」)。

確立された枠組の認識においては、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権 規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及 及び啓発に関する法律」等の国内法、これまで及び今後の「アイヌ政策推進会議」の決

旧規格

SGEC文書 3 5-1-5

森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し、 言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林 管理の立場から、 IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重 し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関す る法律(以下「アイヌ文化振興法」という。)」及び人種差別撤廃条約を遵守す るとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書(以下「報告 書」という。)」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。

北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー(利害関係者)であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組を持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組を併せて持たなければならない。

この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

定事項等にも留意しなければならない。

北海道においては、森林がアイヌ民族の文化等と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定におけるアイヌの人々の FPIC を確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。

注意書1: FPIC: Free, prior and informed consent (自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)

注意書2:1997年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(通称「アイヌ文化振興法」)」が制定された。2007年、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008年6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で採択されると、政府もアイヌ民族が日本国の先住民族であると認め、内閣官房長官が「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。2009年7月に提出された同懇談会報告書は、「アイヌの人々が先住民族であるという認識」、すなわち「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」という認識に基づいてアイヌ政策を展開していくことが必要とし、いくつかの具体的政策を提言している。2009年12月には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、同報告書の提言の具体化に向けた検討が進められている。

注意書1:本基準の運用に当たっては、PEFCの規準文書に準拠するとともに、本 基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではな い。

注意書2: FPIC: Free, prior and informed consent (自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)

注意書 3:アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997 年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007 年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)」、2008 年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009 年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12 月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

注意書3:北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課が実施している「北海道アイヌ生活実態調査」の報告書において「調査対象とした世帯数・人数」が公表されているが、この数値は、生活実態調査に回答したアイヌの世帯数・人数であり、北海道に居住するアイヌの世帯数・人数ではない。したがって、「振興局別調査対象とした世帯数・人数」において「O(ゼロ)」又は「一」と表記されている地域内にもアイヌの人々が居住している可能性があり、当該地域内の森林管理計画の策定においても、アイヌの人々のFPICを確保するよう努めなければならない。

附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 2015.3.25 一部改正 この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。 但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書(2012 年 4 月 1 日施行)の 規定によることができるものとする。

附則3 2015.10.14 及び2015.12.10 一部改正 この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016 年1月1日から施行する。 但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4 この改正文書 (2016.2.10 日改正) は、2016 年 4 月 1 日から施行する。 但 し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5 この改正文書 (2016.10.14 日改正) は、2016 年 11 月 1 日から施行する。 但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることが出来る。

附則 6 この改正文書 (2018.11.1日改正) は、2018 年 11 月 1 日から施行する。 但し 2018 年 12 月 31 日までは移行期間とすることが出来る。 附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 2015.3.25 一部改正 この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。 但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書 (2012 年 4 月 1 日施行)の 規定によることができるものとする。

附則 3 2015.10.14 及び 2015.12.10 一部改正 この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016 年1月1日から施行する。 但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4 この改正文書 (2016.2.10 日改正) は、2016 年 4 月 1 日から施行する。 但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間と するこ とができるものとする。

附則 5 この改正文書 (2016.10.14 日改正) は、2016 年 11 月 1 日から施行する。 但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることが出来る。

参照

ST 1003:2010 PEFC国際規格 持続可能な森林管理- 要求事項(抜粋)

- 5.6.4 Forest management activities shall be conducted in recognition of the established framework of legal, customary and traditional rights such as outlined in ILO 169 and the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, which shall not be infringed upon without the free, prior and informed consent of the holders of the rights, including the provision of compensation where applicable. Where the extent of rights is not yet resolved or is in dispute there are processes for just and fair resolution. In such cases forest managers shall, in the interim, provide meaningful opportunities for parties to be engaged in forest management decisions whilst respecting the processes and roles and responsibilities laid out in the policies and laws where the certification takes place.
- 5.6.4 森林管理活動は、独立国における原住民及び種族民に関する条約(IL0169号)及び先住民族の権利に関する国際連合宣言に明記されているような、権利享有者の自由な、事前の及び十分な情報に基づく合意なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに実施されなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない。
- 5.6.6 Sites with recognized specific historical, cultural or spiritual significance and areas fundamental to meeting the basic needs of local communities (e.g. health, subsistence) shall be protected or managed in a way that takes due regard of the significance of the site.
- 5.6.6 固有の歴史的,文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所は,当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理されなければならない。

2018 年度第 2 回評議委員会・理事会 2018 年 11 月 1 日

「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、森林管理者がアイヌの人々

のFPICを確保しているかを確認するため、以下の項目について審査する。

SGEC運用文書「3」-1の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続改正

改正規格 旧規格 SGEC 運用文書「3」-1 SGEC 運用文書「3」-1 「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続 「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順 1 方針 1 方針 アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、アイヌ民族が独自の文化と アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、SGEC文書3「森林管理認証 基準・指標・ガイドライン | 5-1-5に基づき、アイヌの人々の自由意思による、事前の アイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもと、森林に係るアイヌ文化を尊重 及び十分な情報に基づく同意(FPIC)を確保するため、アイヌの人々又はその地域組 することを基本とし、「独立国における原住民及び種族民に関する条約 (ILO 第169) 織等と協議しなければならない。また、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生 号)」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を尊重するとともに、 成された若しくは生成されつつある慣習法における権利にも留意しなければならな 「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化 L1 の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法の 関連条項を遵守し、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつ つある慣習法における権利に十分留意しつつ、FPIC(自由意思による、事前の十分な情 報に基づく同意)に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行うこととする。 2 認証審査手続 2 認証審査プロセス

「基準5-1-5」 (アイヌ民族) に係る認証審査においては、以下のプロセスにより、森

林管理者がFPICに従って公正に説明・協議を実施しているかを確認する。

- (1) 森林管理者は、当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー(利害関係者)として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等、必要な調査をしていること。
- (2) 森林管理者は、前項で特定されたステークホルダーに対し、説明会又は通信 手段等により、認証を取得する森林に係る森林管理計画(立木の伐採、林道開設等の 計画)について説明し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議しているこ と。ステークホルダーを特定できなかった場合、森林管理者は、森林管理区域が所在 する市町村に森林管理計画を説明し、地域住民が行政を通じて森林管理計画を知るこ とができるように努めていること。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たり、 以下の事項について十分に配慮していること。
- ① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの 人々の慣習の保全。
- ② 当該森林内におけるチノミシリ (祈りの場) 等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
- ③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。
- <参考資料> 北海道教育委員会
- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト

- (1) 森林の管理者(以下「森林管理者」という。)は、当該地域に所在するアイヌの人々の地域組織をステークホルダー(利害関係者)として特定しなければならない。地域組織の特定に当たっては、関係市町村や北海道アイヌ協会等の関係団体に照会する等、必要な調査を実施しなければならない。
- (2) 森林管理者は、前項で特定されたアイヌの人々の地域組織に対し、認証を取得する 森林に係る森林管理計画(立木の伐採、林道開設等の計画)について、説明会若しくは 通信手段等により説明し、協議しなければならない。また、森林管理者は、当該森林の 管理に当たって、以下の事項について特に配慮しなければならない。
- ① 当該森林内における狩猟、染料や食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
- ② 当該森林内におけるチノミシリ (祈りの場) 等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
- ③ その他当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

<参考資料> 北海道教育委員会

- 国の指定・選定文化財ー覧、北海道、市町村指定文化財ー覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- アイヌ民族の遺跡リスト
- ・(2)の配慮すべき事項に関係のあるその他のアイヌ関係資料

- ・(2)の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料
- (3) 前項の協議がまとまらない場合, 市町村等の関係機関に助言等を求め, 又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等, 協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。
- (4) 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織等との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存していること。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成していること。

注意書:本審査手順については、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ、 来年度以降も継続して検討する。

附則

1 2016 年 10 月 14 日制定 施行

2 2017 年 9 月 26 日制定 施行

但し、2018年3月31日まで移行期間とすることができる。

附則 2

2018年 11 月 1 日制定 施行

但し 2018 年 12 月 31 日までは移行期間とすることができる。

- (3) 前項の協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求めると共に、必要に応じて現地調査、文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が公正にまとまるよう努めなければならない。
- (4) 森林管理者は、アイヌの人々の地域組織との協議について、内容及び経緯を書面に 記録し、保存しなければならない。なお、必要に応じて、双方が確認した書面を作成し なければならない。

注意書1:本基準の認証審査手順に関しては、「PEFC国際規格の持続可能な森林管理ー要求事項 (PEFC ST 1003:2010) 5.6.4 森林管理行為」に準拠するものとする。

注意書2:本審査手順は、来年度以降も、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ更に検討することとする。

附則

1 2016 年 10 月 14 日制定 施行

2 2017 年 9 月 26 日制定 施行

但し、2018年3月31日まで移行期間とすることができる。

We Love Forest プロジェクト "No more hay fever (もう花粉症はいらない)"キャンペーン」 ~ はっくしょんフェイス選手権に 1,000 件を超える応募!

"森林と人間の共存"をキャッチフレーズの普及啓発活動の一環として、多くの方々が罹患し困っている花 粉症に対し、その日本国内における花粉症発生源を抑制する森林モデル育成に向け、"No more hay fever (も う花粉症はいらない"キャンペーンを推進してきました。

その第1弾として8月の1か月間、SNSによる「はっくしょんフェイス選手権」を開催致しました。

皆さんの花粉症に悩む思いをインスタグラムとツイッターにて募集したところ、以下の結果となりました;

- ・ 写真と動画の秘応募数 1,009 件
- Instagram へのフォロワー2,612 件
- ・ 「いいね!¶プ」やコメントなどの総リアクション数約 16 万人。
- ・ 「毎はっくしょんフェイス」ページの総関警数は 220 万人以上

大農受賞者「ベスト・ハクショニスト」は、ワンコのハナちゃん(実際は動画)



@ hanakitasho さん

SGEC や PEPC の存在を広く知らしめた大変良い機会になったものと思われます。

この結果を持って SGEC/PEFC ジャパンでは 11 月にジュネーブで総会が開催される POFC Week にて、全加 3国の前で発表を予定しており、日本から発信するこの「花粉症はいらないキャンペーン」が世界に広まる ことを期待しております。

またこのキャンペーンを受け、SGEC/PEFC ジャパンとしては今後 100 年かけて、"森林と人間の共存"を 目指す森林づくりを推奨事業として行うこととしております。 SGEC 附属文書 5-4 2018 会長決裁 2018.8.15

一推奨事業一

スギ花粉症対策の推進について

花粉症は、国民の約3割が罹患しており、社会的に大きな問題となっている。特に、スギ林は、全森林の約2割を、また、人工林の約5割を占めており、日本林業を推進する上で重要な樹林であるが、これが花粉の主な発生源となっていることに注目が集まっている。

スギは、日本の自然的立地に適した樹種として国内に広く分布しており、優良な木質資材の供給源として重要な役割を果たしてきた。今後においても、スギは、日本の郷土樹種(自生樹種)として森林の資源や環境を守り、また、環境にやさしい木質住空間や日常生活に欠かせない木工生活用具などを供給する原材料として不可欠である。

現在、スギの人工林は成熟期を迎えつつあり、その生産される木材資源の適正かつ高度な利用を進めつつ、収穫跡地に造成される後継森林を健全に育成していくことが極めて重要となっている。

このような状況の中で、今後のスギ収穫跡地のスギ林の造成に当たっては、「花粉の着生量が少ない品種の苗木」について、スギ花粉の発生状況等スギ林の生理生態について検証しつつ導入し、100年にも及ぶ超長期の事業として、花粉症の発症誘因とならないスギ林に改善し、「森林と人間の共存」を目指す森林づくりを推進する。

記

今後のスギ林の収穫後の後継森林の造成に当たっては、適地適木の観点から検証し、スギの適地には花粉発生量の少ない品種の苗木を導入するとともに、主として尾根筋、沢筋など広葉樹を導入することが妥当な箇所には天然林施業を推進し、スギ林及び広葉樹林が、それぞれの生育条件に応じて適正に混交する多様な森林の造成を目指すこととする。具体的には次により、現状のスギ花粉の過剰な飛散を改善しつつ、生物多様性や流域保全に十分機能する活力ある健全な森林の造成に努める。

- 1 スギの適地には、従来の植栽苗木の選定要件であった「気象・病虫害等への強い耐性」や「良好な成長」に加えて、「少ない花粉着生量」の素質を有する品種の苗木を積極的に選定して導入する。大都市圏等の都市近郊林にあっては、特にこのことを配慮する。
- 2 広葉樹を導入することを妥当とする箇所にあっては、天然力を活用した施業を積極的に導入する。

注意書:「花粉着生量の少ない品種の苗木」の供給については、都道府県森林・林業部局及び 同森林・林業研究機関に照会。